

平成 29 年 6 月 22 日
株式会社日本政策金融公庫

女性活躍推進関連融資 28 年度実績は前年度比 275%増の 350 社超に
～28 年度から融資対象を拡充し、女性活躍推進に取り組む企業を応援～

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）の平成 28 年度における「地域活性化・雇用促進資金＜女性活躍推進関連＞」の融資実績は、**357 社（前年度比 275%）、229 億円（同 266%）**と前年度を大きく上回り、平成 27 年 2 月の取扱い開始からの累計実績は**490 社、317 億円**となりました。

本制度は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出を行っている企業及び子育てサポート企業として「くるみん」の認定を受けた企業並びに地方公共団体が推進する施策に基づき女性従業員の活用促進に取り組む企業を支援するため、平成 27 年 2 月から取扱いを開始した融資制度です。

増加の背景としては、「女性活躍推進法」の施行等により、中小企業や小規模事業者においても女性活躍推進に対する意識が高まっていることや、平成 28 年 4 月から同融資制度の対象者を拡充（別紙参照）したことなどが挙げられます。

政府は、平成 29 年 3 月に「働き方改革実行計画」を決定し、女性活躍に関する企業情報（男性育児休業の取得状況や女性管理職比率など）が確実に公表されるよう、女性活躍推進法の情報公表制度の強化策を検討するなど、企業の女性活躍を一層推進しています。

日本公庫は政策金融機関として、今後とも本融資制度を活用し、女性の活用に積極的に取り組む企業を支援していきます。

【地域活性化・雇用促進資金＜女性活躍推進関連＞の融資実績】

	平成 26 年度 (平成 27 年 2 月～3 月)	平成 27 年度	平成 28 年度	累 計
社 数	3 社	130 社	357 社	490 社
金 額	2 億円	86 億円	229 億円	317 億円

【地域活性化・雇用促進資金＜女性活躍推進関連＞融資事例】

① 育児休暇の整備等に取り組み、「くるみん」マークの認定を受けた企業を支援

企業名	大橋運輸株式会社	代表者	鍋嶋 洋行
住所	愛知県瀬戸市	業種	一般貨物自動車運送業

大橋運輸株式会社は、愛知県の一般貨物自動車運送業者。運送業という業種柄、社員の約8割は男性であるが、ドライバーの育児休暇制度の整備等にも積極的に取り組み、平成27年9月に「子育てサポート企業（くるみんマーク）」の認定を受けている。

最近ではLGBT^(注)をはじめ多様な人材を受け入れるとともに、「誰でもトイレ」の社内設置や採用エントリーシートの男女記入欄の廃止等、「女性活躍」のみならず、すべての従業員が働きやすい環境づくりとしてのダイバーシティの取り組みも積極的に進めている。

日本公庫は、平成28年12月に、子育てサポート企業の認定を受けている当社に対して、当面の資金繰り安定化に必要な長期運転資金を融資。

(注) 性的マイノリティ。 L：女性の同性愛者（Lesbian, レズビアン）、G：男性の同性愛者（Gay, ゲイ）、B：両性愛者（Bisexual, バイセクシュアル） T：性同一性障害（Transgender, トランスジェンダー）の頭文字。

② 女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画を策定した企業を支援

企業名	丸和油脂株式会社	代表者	倉持 和夫
住所	東京都品川区	業種	食用油脂加工業

丸和油脂株式会社は、東京都の食用油脂加工メーカーで、マーガリン・マヨネーズ・ドレッシング等の製造を手掛けている。一般消費者や小中学生による工場見学を実施するなど、開かれた会社・工場づくりにより、信頼性を重視した経営を行っている。

当社は、従業員の約半数が女性であり、開発や営業でも活躍しているが、さらに次世代支援育成対策を進めるため、女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画を策定。有給休暇の取得日数を一人あたり年間平均10日以上とする目標を実践しているほか、育児休業等に関する相談窓口を社内に設置するなど、一人ひとりの従業員にとって働きやすく、仕事と生活の調和を図ることのできる職場となるよう取り組んでいる。

日本公庫は、平成29年1月に、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の届出を行っている当社に対して、当面の資金繰り安定化に必要な長期運転資金を融資。

「地域活性化・雇用促進資金（女性活躍推進関連）」の概要

	制度概要
融資対象者	<p>次のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長へ届け出ている方 2. <u>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）</u>に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長へ届け出ている方 3. 地方公共団体が推進する施策に基づき、女性従業員の活用促進に取り組む方 <p>※ただし、上記1及び2については、届け出が義務付けられている方を除く</p>
資金使途	事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金
融資限度額	<p>【国民生活事業】7,200万円（運転資金は4,800万円）</p> <p>【中小企業事業】7億2,000万円（運転資金は2億5,000万円）</p>
融資期間	<p>設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内）</p> <p>運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）</p>
融資利率	<p>【国民生活事業】特別利率A（基準利率-0.4%）</p> <p>【中小企業事業】2億7,000万円まで 特別利率①（同上）</p> <p>2億7,000万円超 基準利率</p> <p>※ ただし、次に該当する方は、国民生活事業は特別利率B（基準利率-0.65%）、中小企業事業は2億7,000万円まで特別利率②</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業」（くるみん又はプラチナくるみん）の認定を受けた方 2. <u>女性活躍推進法第9条</u>に基づく認定を受けた方

※ 下線部分は平成28年度からの拡充箇所。